

数字で見る農商工連携 「一口1%」

「一口」といっても投資や賛助会費のことではありません。国民全員が、ご飯を1食につき1口多く食べるとしたら、供給熱量ベースで食料自給率が1%向上する、という農林水産省の試算です。

以下のような献立を見たことはあるでしょうか。食料の輸入が完全に途絶する事態に陥った時に、1人当たり2,020キロカロリーを確保するように考えた場合の献立例です。

現状の農業生産体制のままであれば・・・ではなく、熱量ベースで十分な量を確保するために、肉類や野菜から、いも類等の熱量効率の高い作物に生産転換することで可能となる献立、です。



朝食	ご飯(茶わん1杯)、ぬか漬け(野菜90グラム分)、粉吹きいも(じゃがいも2個分)
昼食	焼きいも(2本)、蒸かしいも(じゃがいも1個)、果物(リンゴ1/4個分相当)
夕食	ご飯(茶わん1杯)、焼きいも(1本)、焼き魚(1切)

農林水産省「パンフレット「いざという時のために」～不測時の食料安全保障について～」加筆修正

長期的に食料の輸入が完全に途絶するというのは、極端なケースですが、食料の安定供給を確保していくためには、国内農産物の生産の増大と消費が必要である、というのが農林水産省の考え方のベースとなっているようです。

現在の、日本の食料自給率は、カロリーベースで40%。ただし、この数字はあくまでも全国平均で、都道府県別の食料自給率をみると、京都府はわずか12%という低い数値です(大阪は2%、滋賀は52%)。この低い食料自給率を改善するために農商工連携施策が講じられているのです。

「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案」が第169回国会で可決され、今後、「中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うことを促進するための措置」(法律案提出理由より)が講じられることとなります。

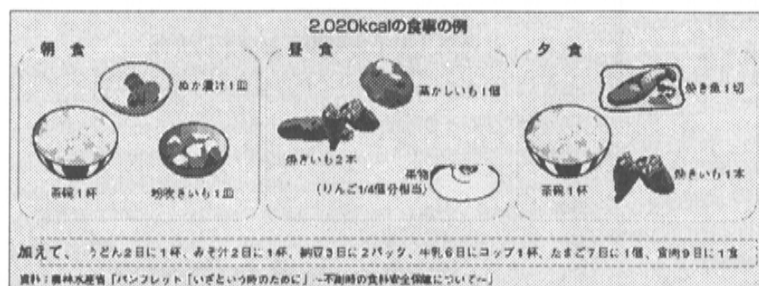
中小企業者及び農林漁業者が共同して作成した農商工等連携事業に係る計画が認定された場合には、信用保証協会の保証枠の別枠設定、設備資金貸付の貸付割合の引き上げ、食品流通構造改善促進機構による債務保証、農業改良資金等の貸付、課税の特例といった内容の支援が受けられます。

農商工連携施策の元をたどると、「食料・農業・農村基本法」に到達します。昭和36年に制定され、農業生産性の向上と農業所得の増大を目的とした「農業基本法」が廃止され、新たに制定されたのがこの法律で、食料の安定供給の確保、農業生産活動の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興という4つの基本理念から成り立っています。

この法律を受けて「食料・農業・農村基本計画」があり、さらにこれを受けた「食料自給率向上に向けた行動計画」の中で、具体的な取り組み内容の一つとして出てくるのが地域経済活性化のための食品産業と農業の連携強化、です。国産の農産物の安定的な供給先を確保することにより、農業生産高を上昇させ、連携によって生み出された付加価値の高い商品の提供によって、消費者の国産農産物回帰を図り、結果として、食料自給率を向上(平成27年にはカロリーベースで45%という目標値が設定)させるというものです。

取り組みの方向性の一つとして、平成19年度食料・農業・農村白書で取り上げられているのが農業と宿泊業との連携です。各地の旅館やホテルが農業との連携を進め、地元農産物の調達を増やした場合、近畿では農業生産額が2~4%ほど上昇することが期待できる、というものです。

食料自給率の向上を大目標とした農商工連携施策である以上、施策を活用する立場の中小企業診断士である私たちは、農業者、商工業者の経営革新の支援だけでなく、一口でも多く、国産農産物が消費者の口に入り、食料自給率の向上に寄与できるような「結果」を出せる支援を行っていききたいものです。(山本知美)



「平成19年度食料・農業・農村白書」

